

## 島根県保健医療計画（保健医療従事者の確保・育成、地域医療）の素案に対するご意見への対応

## 1. 素案の修正意見

## ○医師の確保・育成（医師確保計画）

| No         | 意見の概要  | 意見に対する考え方・対応   |      |        |        |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
|------------|--|--|------|--------|--------|--|--|--|------|------|--------|--------|------------|----|----|---|---|---|------------|----|----|---|---|----|------------|----|----|---|---|---|------------|----|----|---|---|----|------------|----|----|----|---|---|-----------|----|----|---|---|----|-----------|----|----|---|---|---|-----------|----|----|---|---|---|-----------|----|----|---|---|---|-----------|----|----|---|---|---|
| 18         | <p>第7章 第1節 医師の確保・育成<br/>[医師確保計画]</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <p>・「児童・生徒の段階に応じた医療従事者を目指すきっかけとなる取組」はどれだけ意味があるのか。10年以内に医学部定員を削減するという議論もあり、どれだけうまくいくのか疑問である。</p> | <p>(医療政策課)</p> <p>県内の高校からの医学部進学者数は、平成30年度に50名となったものの、その後減少に転じ、近年は40名前後の横ばいで推移しています。</p> <p>県内定着する医師を確保するためにも、早い段階から医療従事者を目指すきっかけを創り、段階的に地域医療や医師の仕事について理解を深めていくことで、一定程度の県内出身者数を確保し、県内定着が図れるよう教育庁や関係機関と連携して地域医療教育等を充実させていく必要があると考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、県内高校からの医学部進学者数の推移を追加します。(P.373)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(表追加)</p> <p><b>表7-1-7 県内高校からの医学部進学者数</b> (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入学年度</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th>島根大学</th> <th>鳥取大学</th> <th>自治医科大学</th> <th>その他の大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成26(2014)</td><td>52</td><td>33</td><td>9</td><td>3</td><td>7</td></tr> <tr><td>平成27(2015)</td><td>30</td><td>14</td><td>3</td><td>3</td><td>10</td></tr> <tr><td>平成28(2016)</td><td>39</td><td>23</td><td>6</td><td>3</td><td>7</td></tr> <tr><td>平成29(2017)</td><td>41</td><td>22</td><td>6</td><td>3</td><td>10</td></tr> <tr><td>平成30(2018)</td><td>50</td><td>28</td><td>12</td><td>2</td><td>8</td></tr> <tr><td>令和元(2019)</td><td>49</td><td>26</td><td>7</td><td>3</td><td>13</td></tr> <tr><td>令和2(2020)</td><td>35</td><td>19</td><td>6</td><td>2</td><td>8</td></tr> <tr><td>令和3(2021)</td><td>35</td><td>19</td><td>5</td><td>3</td><td>8</td></tr> <tr><td>令和4(2022)</td><td>36</td><td>19</td><td>7</td><td>3</td><td>7</td></tr> <tr><td>令和5(2023)</td><td>40</td><td>21</td><td>9</td><td>3</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：県医師確保対策室</p> </div> | 入学年度 | 総数     | 内 訳    |  |  |  | 島根大学 | 鳥取大学 | 自治医科大学 | その他の大学 | 平成26(2014) | 52 | 33 | 9 | 3 | 7 | 平成27(2015) | 30 | 14 | 3 | 3 | 10 | 平成28(2016) | 39 | 23 | 6 | 3 | 7 | 平成29(2017) | 41 | 22 | 6 | 3 | 10 | 平成30(2018) | 50 | 28 | 12 | 2 | 8 | 令和元(2019) | 49 | 26 | 7 | 3 | 13 | 令和2(2020) | 35 | 19 | 6 | 2 | 8 | 令和3(2021) | 35 | 19 | 5 | 3 | 8 | 令和4(2022) | 36 | 19 | 7 | 3 | 7 | 令和5(2023) | 40 | 21 | 9 | 3 | 7 |
| 入学年度       | 総数   | 内 訳  |      |        |        |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
|            |  | 島根大学   | 鳥取大学 | 自治医科大学 | その他の大学 |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 平成26(2014) | 52   | 33   | 9    | 3      | 7      |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 平成27(2015) | 30   | 14   | 3    | 3      | 10     |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 平成28(2016) | 39   | 23   | 6    | 3      | 7      |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 平成29(2017) | 41   | 22   | 6    | 3      | 10     |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 平成30(2018) | 50   | 28   | 12   | 2      | 8      |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 令和元(2019)  | 49   | 26   | 7    | 3      | 13     |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 令和2(2020)  | 35   | 19   | 6    | 2      | 8      |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 令和3(2021)  | 35   | 19   | 5    | 3      | 8      |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 令和4(2022)  | 36   | 19   | 7    | 3      | 7      |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |
| 令和5(2023)  | 40   | 21   | 9    | 3      | 7      |  |  |  |      |      |        |        |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |   |   |   |            |    |    |   |   |    |            |    |    |    |   |   |           |    |    |   |   |    |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |           |    |    |   |   |   |

○地域医療

| No  | 意見の概要  | 意見に対する考え方・対応   |     |     |   |  |
|---|--|--|-----|-----|---|--|
| 8   | <p>第5章 第2節 9 地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）</p> <p>9）電話相談システムの活用</p> <p>（医療審議会委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>へき地に居住する通院困難な高齢者の不安等に対し、いつでも相談できる看護師等による電話相談体制の仕組みを検討する旨を追記すべき。</li> </ul>  | <p>（医療政策課）</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。（P. 175）</p> <table border="1" data-bbox="801 357 2040 888"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 357 1420 400">変更前</th> <th data-bbox="1420 357 2040 400">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 400 1420 888"> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（1）地域医療支援体制の構築</b></p> <p><b>9）電話相談システムの活用</b></p> <p>乳幼児をもつ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「子ども医療電話相談（#8000）事業」については、広く制度の周知に努め、利用を促進します。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </td> <td data-bbox="1420 400 2040 888"> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（1）地域医療支援体制の構築</b></p> <p><b>9）電話相談システムの活用</b></p> <p>乳幼児をもつ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「子ども医療電話相談（#8000）事業」については、広く制度の周知に努め、利用を促進します。また、市町村や保険者などと連携し、<u>電話等による相談や、医療機関の受診や救急要請に関する全国共通番号による電話相談（#7119）の導入について検討します。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（1）地域医療支援体制の構築</b></p> <p><b>9）電話相談システムの活用</b></p> <p>乳幼児をもつ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「子ども医療電話相談（#8000）事業」については、広く制度の周知に努め、利用を促進します。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（1）地域医療支援体制の構築</b></p> <p><b>9）電話相談システムの活用</b></p> <p>乳幼児をもつ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「子ども医療電話相談（#8000）事業」については、広く制度の周知に努め、利用を促進します。また、市町村や保険者などと連携し、<u>電話等による相談や、医療機関の受診や救急要請に関する全国共通番号による電話相談（#7119）の導入について検討します。</u></p> |
| 変更前   | 変更後  |  |     |     |   |  |
| <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（1）地域医療支援体制の構築</b></p> <p><b>9）電話相談システムの活用</b></p> <p>乳幼児をもつ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「子ども医療電話相談（#8000）事業」については、広く制度の周知に努め、利用を促進します。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（1）地域医療支援体制の構築</b></p> <p><b>9）電話相談システムの活用</b></p> <p>乳幼児をもつ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「子ども医療電話相談（#8000）事業」については、広く制度の周知に努め、利用を促進します。また、市町村や保険者などと連携し、<u>電話等による相談や、医療機関の受診や救急要請に関する全国共通番号による電話相談（#7119）の導入について検討します。</u></p> |  |     |     |   |  |

| No   | 意見の概要   | 意見に対する考え方・対応  |     |     |  |   |
|--|---|---|-----|-----|--|---|
| 9  | <p>第5章 第2節 9 地域医療（医師確保等によるべき地医療の体制確保）</p> <p>（医療審議会委員）</p> <p>・保健師は住民と行政の顔の見える関係づくりとしての役割を担うことから定期的な家庭訪問等による支援に必要であり、また訪問看護師は地元医師会等と連携した支援等を担うことから、これら専門職の確保について、追加すること。</p>  | <p>（医療政策課）</p> <p>行政に携わる保健師の確保については、医療計画への記載にはそぐわないものと考えており、いただきましたご意見につきましては、看護職員確保の推進にあたり、参考にさせていただきます。また、訪問看護師確保の支援については、ご意見を踏まえ、追加記載します。（P.178）</p> <table border="1" data-bbox="801 395 2038 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 395 1420 440">変更前</th> <th data-bbox="1420 395 2038 440">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 440 1420 970"> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（3）看護職員を確保する施策の推進</b></p> <p><b>2）県内就業促進</b></p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>— _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </td> <td data-bbox="1420 440 2038 970"> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（3）看護職員を確保する施策の推進</b></p> <p><b>2）県内就業促進</b></p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>訪問看護師については、令和5（2023）年4月に設置した島根県訪問看護支援センターを中心として、医療機関、行政機関等の関係機関とも連携しながら、人材の確保及び養成、訪問看護ステーションに対する総合的な支援等を実施します。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（3）看護職員を確保する施策の推進</b></p> <p><b>2）県内就業促進</b></p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>— _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（3）看護職員を確保する施策の推進</b></p> <p><b>2）県内就業促進</b></p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>訪問看護師については、令和5（2023）年4月に設置した島根県訪問看護支援センターを中心として、医療機関、行政機関等の関係機関とも連携しながら、人材の確保及び養成、訪問看護ステーションに対する総合的な支援等を実施します。</u></p> |
| 変更前  | 変更後   |   |     |     |  |   |
| <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（3）看護職員を確保する施策の推進</b></p> <p><b>2）県内就業促進</b></p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>— _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p><b>【施策の方向】</b></p> <p><b>（3）看護職員を確保する施策の推進</b></p> <p><b>2）県内就業促進</b></p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>訪問看護師については、令和5（2023）年4月に設置した島根県訪問看護支援センターを中心として、医療機関、行政機関等の関係機関とも連携しながら、人材の確保及び養成、訪問看護ステーションに対する総合的な支援等を実施します。</u></p> |   |     |     |  |   |

○その他の保健医療従事者の確保・育成

| No  | 意見の概要  | 意見に対する考え方・対応   |     |     |   |  |
|---|--|--|-----|-----|---|--|
| 19  | <p>第7章 第3節 その他の保健医療従事者の確保・育成<br/>                     (1) 看護職員</p> <p>(市町村・医療審議会委員)</p> <p>・看護職員について、「若年層の離職率が高い」「募集しても応募者が少ない」等の具体的な原因の記載が必要。</p>   | <p>(医療政策課)</p> <p>ご意見を踏まえ、具体的な原因や状況を記載します。(P. 430)</p> <table border="1" data-bbox="801 357 2031 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 357 1417 400">変更前</th> <th data-bbox="1417 357 2031 400">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 400 1417 970"> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p><b>(1) 看護職員</b></p> <p>● 病院では、産休育休取得者の増加や夜勤体制の見直し____により、また、介護保険施設・社会福祉施設では____医療・介護双方のニーズを有する利用者の増加に伴い、<u>医療的ケアの充実が求められていることなどにより、看護職員の需要が増加する一方で、</u><br/> <u>担い手となる若年層が減少していることから、</u><br/> <u>_____</u><br/> <u>_____</u> <u>そ</u><br/>                     の確保が課題となっています。</p> </td> <td data-bbox="1417 400 2031 970"> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p><b>(1) 看護職員</b></p> <p>● 病院では、産休育休取得者の増加や夜勤体制の見直しなどにより、また、介護保険施設・社会福祉施設では、<u>医療・介護双方のニーズを有する利用者の増加に伴い、</u><br/> <u>医療的ケアの充実が求められていることなどにより、</u><br/> <u>看護職員の需要が増加する一方で、</u><br/> <u>少子化、過疎化により担い手となる若年層が減少し、</u><br/> <u>看護師等学校養成所の受験者や、医療機関の採用試験の応募者の減少が生じており、</u><br/>                     その確保が課題となっています。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 変更前 | 変更後 | <p><b>【現状と課題】</b></p> <p><b>(1) 看護職員</b></p> <p>● 病院では、産休育休取得者の増加や夜勤体制の見直し____により、また、介護保険施設・社会福祉施設では____医療・介護双方のニーズを有する利用者の増加に伴い、<u>医療的ケアの充実が求められていることなどにより、看護職員の需要が増加する一方で、</u><br/> <u>担い手となる若年層が減少していることから、</u><br/> <u>_____</u><br/> <u>_____</u> <u>そ</u><br/>                     の確保が課題となっています。</p> | <p><b>【現状と課題】</b></p> <p><b>(1) 看護職員</b></p> <p>● 病院では、産休育休取得者の増加や夜勤体制の見直しなどにより、また、介護保険施設・社会福祉施設では、<u>医療・介護双方のニーズを有する利用者の増加に伴い、</u><br/> <u>医療的ケアの充実が求められていることなどにより、</u><br/> <u>看護職員の需要が増加する一方で、</u><br/> <u>少子化、過疎化により担い手となる若年層が減少し、</u><br/> <u>看護師等学校養成所の受験者や、医療機関の採用試験の応募者の減少が生じており、</u><br/>                     その確保が課題となっています。</p> |
| 変更前   | 変更後  |  |     |     |   |  |
| <p><b>【現状と課題】</b></p> <p><b>(1) 看護職員</b></p> <p>● 病院では、産休育休取得者の増加や夜勤体制の見直し____により、また、介護保険施設・社会福祉施設では____医療・介護双方のニーズを有する利用者の増加に伴い、<u>医療的ケアの充実が求められていることなどにより、看護職員の需要が増加する一方で、</u><br/> <u>担い手となる若年層が減少していることから、</u><br/> <u>_____</u><br/> <u>_____</u> <u>そ</u><br/>                     の確保が課題となっています。</p> | <p><b>【現状と課題】</b></p> <p><b>(1) 看護職員</b></p> <p>● 病院では、産休育休取得者の増加や夜勤体制の見直しなどにより、また、介護保険施設・社会福祉施設では、<u>医療・介護双方のニーズを有する利用者の増加に伴い、</u><br/> <u>医療的ケアの充実が求められていることなどにより、</u><br/> <u>看護職員の需要が増加する一方で、</u><br/> <u>少子化、過疎化により担い手となる若年層が減少し、</u><br/> <u>看護師等学校養成所の受験者や、医療機関の採用試験の応募者の減少が生じており、</u><br/>                     その確保が課題となっています。</p> |  |     |     |   |  |



## 2. 素案の修正は行わないが、今後の施策の参考とする意見

### ○医師の確保・育成（医師確保計画）

| No | 意見の概要  | 意見に対する考え方・対応   |
|----|--|--|
| 49 | <p>第7章 第1節 医師の確保・育成 [医師確保計画]<br/>4 医師確保の方針・施策の方向 (6) 施策の方向</p> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師偏在への対応、機能分化・相互連携に対する具体的取組について明記されたい。P388(4)「医師確保の方針」で、表7-1-14に「医師の地域偏在や診療科偏在への対応」の記述があり、また、表7-1-15に医師多数区域では「機能分化と相互連携により効率的な医療提供体制を構築する」とあるが、必要な医師数が確保されても、機能分化や相互連携の調整がなされなければ偏在の解消は難しいと考える。「施策の方向」においても偏在解消に向けた取組として機能分化や相互連携等を明記し、調整を行うこと。</li> </ul> | <p>(医療政策課)</p> <p>医療機関の機能分化や連携については、第5章第1節1. 医療連携体制の構築 (P. 37～) を中心に記載しており、二次医療圏で開催されている地域医療構想調整会議等により、将来に向けた医療機関間の連携と役割分担の在り方について検討するなど明記していますので、これに基づいて取り組んでまいります。</p>                                 |
| 50 | <p>第7章 第1節 医師の確保・育成 [医師確保計画]</p> <p>(保険者協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師不足解消に向け、これまでの取組にとどまらず、他地域の状況を踏まえながら医師確保対策を強化すること。</li> </ul>  | <p>(医療政策課)</p> <p>4(6)施策の方向 (P. 390～) に記載しているとおおり、これまでに実施してきた取組を引き続き実施してまいります。加えて総合診療医の育成・確保や医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の勤務環境の改善、子育て支援等を強化していきたいと考えています。</p> <p>引き続き、他の都道府県の施策も参考にしながら、関係機関と連携し医師確保に努めてまいります。</p> |

| No | 意見の概要   | 意見に対する考え方・対応  |
|----|---|---|
| 51 | <p>第7章 第1節 医師の確保・育成 [医師確保計画]</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二次医療圏ごとに医師偏在指標を算出しているが、実際に、医師多数区域であっても、深刻な医師不足が課題となっている地域がある。実態がきちんと伝わるよう、より具体的に記載すべき。</li> </ul> | <p>(医療政策課)</p> <p>厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師統計では、本県の医師数は増加していますが、面積あたりの医師数密度を見ると、出雲圏域以外のすべての圏域で全国を下回っています。</p> <p>また、65歳以上の医師の割合が、特に診療所医師に増えてきており、高齢化も課題となっています。</p> <p>さらに、県内の病院及び公立診療所を対象とした勤務医師実態調査においても、常勤医師数は近年増加傾向にありますが、高齢化が進行し、診療科偏在、圏域ごとの偏在がみられることがあり、こうした状況は、3(1)現状と課題(P.366～)、それぞれの圏域については、7.各圏域の現状、課題(P.404～)に記載しているところです。</p> <p>医師多数区域においても、医師確保を特に図るべき区域があることも十分認識していることから、県独自に医師少数スポットを設定し、医師少数区域と同様に対策を講じていくこととしています。</p>   |
| 52 | <p>第7章 第1節 医師の確保・育成 [医師確保計画]</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域枠・地元出身者枠の医師が十分に期待に沿った活躍ができていないのではないかと感じている。地域で勤務してもらうよう、もう少し強く働きかけられるよう取組が必要である。</li> </ul>     | <p>(医療政策課)</p> <p>県と大学は、必要な地域枠を地域医療支援会議の協議を経た上で設置・増員しています。これまでも、義務履行の従事年数等については奨学金の返還免除条件として設定していましたが、令和4年度入学からは、出願要件においても従事年数を明記し、限定的な離脱要件を設定するなど制度を強化しています。</p> <p>また、4(6)2)キャリア形成プログラム、キャリア形成卒前支援プランの運用(P.391)に記載しているとおり、令和4年度策定した地域枠等の学生を対象としたキャリア形成卒前支援プランを活用し、大学や医療機関と連携して各種プロジェクトを実施することによって、地域医療に貢献するキャリアを描けるよう支援します。</p> <p>さらに、しまね地域医療支援センターでは、令和元年度に策定したキャリア形成プログラムを活用しながら、専任医師とともに対象医師と面談し、医師少数区域等を含めた県内医療機関での義務履行や臨床・専門研修の選択などの将来計画(キャリアプラン)の作成を進め、効果的な配置調整を行うことで医師の偏在是正につなげていきます。</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 53 | <p>第7章 第1節 医師の確保・育成 [医師確保計画]</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県では、国が示す医師偏在指標の算定式を当てはめるのは無理がある。医師多数区域であっても実数としては不足しているなど、人口が少なく面積が広い島根県では、実効性のある計画にはならないのではないかと。県独自の考え方を整理するなど検討が必要ではないかと。</li> </ul>                                    | <p>(医療政策課)</p> <p>国が示す医師偏在指標の算定式には、全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した指標で、へき地等の地理的条件(面積)は考慮されておりません。</p> <p>従いまして、4(3)2) 医師少数スポットの設定(P.387)に記載しているとおり、医師多数区域であっても、中山間地域の医療を守る観点から面積や地域の実情を考慮し、県独自で、医師の確保を特に図るべき区域を医師少数スポットとして設定し、対策を講じていくこととしています。</p>  |
| 54 | <p>第7章 第1節 医師の確保・育成 [医師確保計画]</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合診療医の育成は重要であるが、併せて臓器別専門医の育成も進める必要がある。</li> </ul> <p>また、国が示す医師確保計画ガイドラインは島根県に当てはめるのはやや無理があるが、これに則った形としたうえで、プラスアルファの指標、例えば、開業医の年齢や診療科、拠点病院までの距離などの分布を踏まえた医師の偏在について検討すべき。</p> | <p>(医療政策課)</p> <p>ご指摘のとおり、中山間地域・離島において、患者を幅広く診察する総合診療医のニーズが高まっていますが、一方で県内の医療提供体制を確保するためには、高度・専門的な医療を担う臓器別専門医の養成は非常に重要と考えています。新専門医制度において、県内の専門研修プログラムで研修を始める専攻医は、令和5年度は40人、令和6年度は57人(見込)と増えてきており、4(6)8) 専攻医、指導医の確保(P393)に記載しているとおり、研修プログラムの魅力化等により、引き続き専攻医の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、人口をベースとした指標だけで医師の偏在を評価することは問題と認識しており、そのために、県独自で医師少数スポットを設定しているところですが、ご提案のありました診療所医師の状況や診療科毎の年齢、拠点病院までの距離などを考慮した分析も含めて引き続き検討していきたいと考えています。</p> |



○地域医療

| No | 意見の概要  | 意見に対する考え方・対応  |
|----|--|---|
| 27 | <p>第5章 第2節 9 地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）</p> <p>7) 通院手段の確保</p> <p>（医療審議会委員）</p> <p>・通院手段の確保に併せて下記内容を追記すること。<br/> <u>『誰1人取り残さない地域医療を支援するために、巡回診療やへき地診療所への受診困難な無医地区・準無医地区に居住する高齢者への医療支援について、保健所及び市町村と検討を進めます』</u></p>                       | <p>（医療政策課）</p> <p>各地域で一次医療の維持・確保のために必要な方策を、医療機関、医師会、歯科医師会など関係団体と市町村、県が連携し検討を進めていくこととしており、本計画において【施策の方向】（1）2）①（P.174）に記載しているところです。</p> <p>無医地区・準無医地区に居住する高齢者への医療支援についても、そういった場を活用して検討してまいります。</p>          |
| 28 | <p>第5章 第2節 9 地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）</p> <p>（保険者協議会）</p> <p>・令和6年度の協会けんぽ全国の取組みとして、特定健診の受診率向上のため、集団健診会場において歯科検診をオプションで実施するが、島根県内の健診機関においては、歯科医師の確保ができないため実施が困難とのことである。特に島根県内の西部地域において、医師確保等の問題もあるが、特定健診と歯科検診の同時実施に向け、島根県の支援をお願いする。</p> | <p>（医療政策課、健康推進課）</p> <p>島根県では、20歳代、40歳代、60歳代での進行した歯周病の有病率が増加しており、事業者や医療保険者等と連携して、歯科健診（検診）及び特定健診、歯科口腔保健指導を受ける機会を確保することが重要と考えています。</p> <p>歯科医師の確保や、特定健診と歯科検診の同時実施を含めた歯科検診の実施体制について、歯科医師会等関係者と検討してまいります。</p> |

| No | 意見の概要  | 意見に対する考え方・対応   |
|----|--|--|
| 29 | <p>第5章 第2節 9 地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）</p> <p>（医療審議会委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過疎化が進む地域では、医療機関の減少は地域存亡にかかわる課題であり、行政や医師会等の関係者が連携し、将来を見据えた取組を進める必要がある。県内の好事例を共有し、県全体で歩調を合わせた取組を進めるべきである。</li> </ul> | <p>（医療政策課）</p> <p>ご意見にあるように、過疎化が進む中山間地域・離島を中心に、開業医の高齢化・後継者不足等による診療所数の減少が進んでおり、在宅医療を含む一次医療の維持・確保が課題となってきています。</p> <p>各地域においては、将来の人口推計や医療介護需要推計を踏まえた医療や介護サービスの提供の在り方等について、医療・介護関係者や市町村等との議論が行われています。</p> <p>また、令和4年度には、島根県医師会のご協力により、県内14の医療・介護関係団体が参画する在宅医療介護連携推進事業研究会を設置し、在宅医療に関する現状と課題の整理や人材育成、情報発信に取り組んでいただいています。</p> <p>県としましても、在宅医療に携わる関係職種間の連携をさらに推進するための研修会等を引き続き実施し、県内の好事例を共有する機会とするなど、ご意見も参考にしながら必要な取組を進めてまいります。</p> |

○薬剤師の確保・育成（薬剤師確保計画）

| No | 意見の概要   | 意見に対する考え方・対応   |
|----|---|--|
| 55 | <p>第7章 第2節 薬剤師の確保・育成 [薬剤師確保計画]<br/>           (7) 施策の方向 2) 新たな取組の検討</p> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少数薬剤師の病院においては新卒薬剤師の育成が困難であるため、新卒薬剤師の応募や採用が難しい状況にある。県或いは圏域において新卒薬剤師を育成・支援するシステム・体制構築を検討すること。</li> </ul> | <p>(薬事衛生課)</p> <p>今後、薬剤師確保計画の新たな取組を検討することとしており、ご意見としていただいた新卒薬剤師を育成・支援するシステム・体制構築についても参考とさせていただきます。</p>   |
| 56 | <p>第7章 第2節 薬剤師の確保・育成 [薬剤師確保計画]</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤薬局との競合により、病院薬剤師の確保が困難になってきている。病院と調剤薬局の充足率が同程度であることに違和感があるが、どのように算出しているのか。</li> </ul>   | <p>(薬事衛生課)</p> <p>薬剤師確保計画における充足率については、平成30(2018)年から県で実施しております、「薬剤師実態調査」により病院及び薬局の薬剤師の需給状況を確認しております。</p> <p>なお、充足率(%)については、<math>(\text{現薬剤師数}) / (\text{必要薬剤師数}) \times 100</math> で算出しています。</p>               |
| 57 | <p>第7章 第2節 薬剤師の確保・育成 [薬剤師確保計画]</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師についても地域偏在があり、県西部では足りない状況にある。県薬剤師会として、これまでも「誘う」に関連する事業に取り組んできている。即効性がある対策にはなりにくいが、薬剤師が地元に戻って働くことができるように継続して取り組んでいきたい。</li> </ul>     | <p>(薬事衛生課)</p> <p>ご意見にあるように、病院及び薬局の薬剤師については、十分に確保されていない状況です。</p> <p>県では、これまでに県薬剤師会と連携し、「薬剤師を目指す者を増やす(誘う)」と「しまねで働く薬剤師を増やす(呼び込む)」の2つの視点から薬剤師確保に取り組んでまいりました。</p> <p>今後も引き続き、県薬剤師会等の関係機関と連携し、薬剤師確保に取り組んでまいります。</p> |

### ○その他の保健医療従事者の確保・育成

| No | 意見の概要   | 意見に対する考え方・対応   |
|----|---|--|
| 58 | <p>第7章 第3節 その他の保健医療従事者の確保・育成</p> <p>(地域医療支援会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療の充実が求められる中、専門性の高い人材の育成とともに、活用に向けた仕組みづくりも進めていく必要がある。</li> </ul> | <p>(医療政策課)</p> <p>在宅医療提供体制の充実を図る中で、専門性の高い人材の育成とともに、活用に向けた仕組みづくりを進めていく必要があると考えます。</p> <p>特定行為研修を修了した看護師の養成については、新たに病院と訪問看護ステーションにおける目標人数を定めて記載しています。</p> <p>在宅医療における特定行為研修修了者の活用については、「第5章第2節疾病・事業ごとの医療提供体制の現状、課題及び施策の方向」の「12 在宅医療」にて記載しています。</p> |

### 3. その他

- ・誤字脱字等指摘箇所について、字句を訂正します。